

報告第14号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年11月6日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、平成27年10月9日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

専決処分書

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 相手方 滋賀県米原市枝折

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所の番地と氏名は掲載しておりません。

2 事件名 公用車対物事故

3 事件の概要

平成27年4月30日午前9時40分頃、米原市役所米原庁舎駐車場内において、庁外公務に出發するため公用車を後方発進させた際、場内を走行していた相手方車両に接触し、損傷させた。

4 損害賠償の額

金135,226円とする。

平成27年10月9日

米原市長 平尾道雄